

首都圏中央連絡自動車道 弓田舗装工事

番号	質問箇所	質 問 事 項	回 答
1	特記仕様書	業務用プレートの発行について、特記仕様書に記載がありませんが現場管理職員の連絡車等を含めすべての車両について対象外と解釈して宜しいでしょうか。	そのとおりです。
2	特記仕様書25-9	交通保安要員について、配置時間が8時間を超えるものは、追加時間を考慮した単価と解釈して宜しいでしょうか。	そのとおりです。
3	特記仕様書26	割掛対象表の項目に示す有料道路料金費について、①②それぞれ回数明示がありません。明示願います。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがいまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。